

過年度の課税漏れ給与に対する対応方法

回答者：税理士法人 山田&パートナーズ 岩谷 敦史

Q 今回、給与手当の見直しを行っていたところ、従業員Aについて課税対象とすべき手当が毎月課税漏れの状態で、昨年から計算していることが発覚しました。今回の課税漏れは当社のミスであることから源泉徴収漏れ税額についても会社が負担して処理を行いたいと考えています。なお、従業員Aの昨年の年末調整を再計算した結果、課税漏れ給与は480,000円、課税漏れ税額98,000円となっています。

この場合、次の2点についてどのように対応すべきか教えてください。

1. 昨年の課税漏れ所得について、どのような手続きを行えばよいでしょうか。
2. 源泉徴収漏れ税額を会社が負担する場合、何か問題が生じるのでしょうか。

A 昨年の課税漏れ所得については、以下の手続きを行います。

- ① 過年度の課税漏れ給与については年末調整の再計算を行います。
- ② 従業員Aに対して訂正後の源泉徴収票を再発行します。
- ③ 税務署に対して源泉所得税の追加納付、源泉徴収票・法定調書合計表の再提出を行います。
- ④ 市区町村に対して給与支払報告書の再提出を行います。
- ⑤ 源泉徴収漏れ税額を会社が負担する場合は、源泉徴収漏れ税額相当額を給与として支払ったと考え、源泉所得税を計算します。

1 過年度の課税漏れ給与の計算方法

今回、毎月課税漏れの状態で昨年の税額計算を行っていることとなりますが、従業員Aは年末調整の対象となっている方ですので、毎月の税額計算を再計算することなく、年末調整の再計算のみで徴収不足となっている税額を求めることができます。ただし、年末調整を行っていない方・年末調整の対象となっていない方であれば、毎月の税額計算をやり直す必要があるのが注意が必要です。

2 源泉所得税の追加納付、書類の提出

昨年の年末調整の再計算により作成した訂正後の源泉徴収票を従業員Aに再交付します。税務署には徴収不足を追加納付し、源泉徴収票・法定調書合計表の再提出が必要となります。また従業員Aがお住まいの市区町村に対しては給与支払報告書の再提出が必要となります。住民税増額分については、給与支払報告書の提出時期などによっては、特別徴収の増額対応となり、給与から天引きできる場合と、普通徴収となり従業員Aに納付していただく場合があります。

3 源泉徴収漏れ税額を会社が負担する場合の計算方法

源泉徴収漏れ税額を会社が追加納付を行った月に、従業員Aに対して源泉徴収漏れ税額を給与として支払ったと考えます。ただし、税引手取金額として98,000円が支給されたと考えるため、下記の計算式より手取金額が98,000円となるよう調整が必要となります。

$$\begin{aligned} \text{① 負担すべき税額} \\ 98,000円 \times \frac{20.42\% (\text{従業員Aの税率})}{1 - 20.42\%} \\ = 25,146円 \end{aligned}$$

$$\text{② 従業員Aの追加給与金額} \\ 98,000円 + 25,146円 = 123,146円$$

つまり、貴社では追加納付した月に123,146円の給与を、通常の給与に加えて支給したのとして取り扱います。

4 ご質問に対する回答

① 過年度の給与について課税漏れのミスが発覚した場合

昨年の年末調整を再計算し、正しい給与所得金額および年税額の計算を行います。そして、従業員A、税務署、市区町村に対して源泉徴収票等の書類を再提出し、併せて税務署に対して、徴収不足税額の納付を行います。

② 源泉徴収漏れ税額を会社が負担する場合

源泉徴収漏れ税額相当額が従業員Aに対する手取り給与と考えるため、98,000円の給与を追加支給したと考えるのではなく、一定の算式により計算した123,146円を追加支給したと考え、給与計算を行う必要があります。